

スルコト

(四) 工場主ハ本制度ニシテ莫大ナル損害ヲ受ケル時ハ朕工ト協
議シ撤廃シ得ルモノトス

但シ三月以上實行スルニテサレハ其ノ効力ナキモノ
トス

右及中(通) 依候也

券紙第八三二第

昭和六年三月九日

警視總監 丸山 鶴吉

6. 3. 10
2218

内務大臣 安達 謙藏 殿
社会局長官 吉田 茂 殿

関東手中形染工組合ノ工價値上運動ニ関スル件 (第一報)
要旨ニ関東手中形組合ニ於テハ工價値上方ニ関シ関係各工場主ニ對シ工價値上嘆願書ヲ郵送
云々ヲ開始ス

菅下南葛飾郡本町大塚原一四。ニ事務所ヲ有スル標記組合ニ
於テハ財界不況ニ因ル工價値低下防止方ニ関シ市ヲ対策協議中ノ
趣意々二月十五日関係各工場主ニ對シ工價値上嘆願書ヲ郵送シ

發生ニ一五解決ニ一
使用労働者
爭議参加者
関係労働組合(関東手中形染工組合)

A